

金沢日曜野球連盟細則

登録規則

(再登録)

- 第 1 条 本連盟に次年度再登録しようとするチームは、本連盟の定める期日までに再登録仮申請する。(再登録仮申請書) 当該期日までに申請のないチームは、再登録の意志なきものとし、次年度の登録を取り消すものとする。
2. 再登録仮申請したチームは、下記の事項を記入し、定時総会当日までに再登録申請する。
(再登録申請書)
- (1) 再登録申請書
 - (2) 誓約書
 - (3) 役員、選手名簿(登録承認申請書その1)
3. 再登録申請チームは、定時総会の承認を受けた後、登録資格を有する。
4. 登録資格チームは、本連盟規約第 8 条の連盟会費、保証金及び登録料等を支払い後、本連盟の登録を完了する。

(新規登録)

- 第 2 条 本連盟に次年度新規加入しようとするチームは、本連盟の定める期日までに新規登録仮申請する。(新規登録仮申請書) ただし連盟役員又は、登録チーム運営委員1名名の推薦を必要とする。
2. 新規登録仮申請したチームは、前 1 条の 2 項の再登録と同様、定時総会当日までに新規登録申請する。(新規登録申請書)
3. 新規登録申請チームは、定時総会の承認を受けた後、登録資格を有する。
4. 登録資格チームは、本連盟規約第16条の新規加盟料、連盟会費、保証金及び登録料等を支払い後、本連盟の登録を完了する。

(役員、選手名簿)

- 第 3 条 名簿作成の為、定時総会で決定した日までに顧問、監督、主将、運営委員、主審、環境衛生委員及び選手の背番号、氏名、年齢、自宅住所、自宅電話番号、勤務先名及び電話番号を本連盟に提出する。(登録選手承認申請書その1)

(取消)

- 第 4 条 本連盟は、期限までに申請及び提出すべき書類が不備である場合は、理由の如何を問わず登録を取消することができる。

(脱退)

- 第 5 条 本連盟を脱退しようとするチームは、理事会に報告を要する。

(改名)

- 第 6 条 再登録しようとするチームの改名は、連盟に届出する。ただし前期登録選手の過半数を満たないチームの改名は、新規登録チームと見なし、新規登録申請の手續を要する。
2. 本連盟試合期間中の改名は、原則として認めない。ただし改名するに十分な理由がある場合は理事会の承認を必要とする。

(登録選手)

- 第 7 条 各チームの選手は、下記の事項により登録申請し、本連盟の登録承認を必要とする。登録後の管理、運営は各リーグ運営委員会が行う。
- (1) 定時総会当日までに提出する選手名簿に記載する選手（登録選手承認申請書その1）
 - (2) 3 月末日までに運営委員会に申請する選手（登録選手承認申請書その2）
 - (3) 4 月1 日より 6 月末日までに 追加登録申請する（選手登録選手承認申請書その2）
 - (4) 追加登録する選手は運営委員会に追加登録料を添えて申請し承認後は直ちに出場できる。
2. 各チームは、登録選手に登録事項の変更がある場合は、運営委員会に届け出る。（登録内容変更届）
3. 本連盟に登録する場合は、次の事項に該当する選手を登録してはならない。違反した場合は除名及び罰則を適用する。
- (1) 選手が他のチームに所属し、野球大会に出場もしくは登録する場合は、リーグ運営委員長の承認を必要とする。
 - (2) 石川県軟式野球協会が行うA・B・C級に本年度登録しているか又は登録したことのある選手。ただし本連盟が認める登録チーム及び登録選手全員の出場はこの限りではない。
 - (3) 現役ノンプロ野球選手
 - (4) 前年度除名処分を受けたチームの選手（ただし総会に於いて承認を受けた選手は登録する事が出来る）
 - (5) 前年度除名処分を受けた選手
 - (6) 抹消された登録選手を同期間中に再登録する場合
 - (7) 抹消された登録選手を他のチームが同期間中に再登録する場合
 - (8) 職場及び現住所共石川県外の選手
 - (9) 選手の登録事項に偽りがある場合
 - 00) 規約第15条に該当する場合

(納入金)

- 第 8 条 登録による納入金は、次の通りとする。
- | | | |
|--------------|-------|---------|
| (1) 新規加盟料 | 1 チーム | 20,000円 |
| (2) 連盟会費（年間） | 1 チーム | 36,000円 |

(3) 保証金	1 チーム	15,000円
(4) 登録料	1 名当り	1,000円
(5) 記念準備金	1 チーム	10,000円
(6) 試合用ボール代	1 チーム	18,000円
(7) 傷害補償加入金	1 チーム	10,000円

2. 納入金は、定時総会で登録承認後、直ちに支払いを行うこと。ただし連盟が定める分割納入の場合はこの限りではない。
3. 前項の支払いを怠った場合は、理事会は、当該チームの登録の取消しを含み協議の上処分を決定する。

第 9 条 その他の事項は、理事会及びリーグ運営委員会が協議決定する。

第 10 条 本規則の改廃は、理事会が行う。